

議案第 7 2 号

尾張北部広域行政圏協議会の廃止について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 6 の規定により、平成 2 3 年 3 月 3 1 日限りで尾張北部広域行政圏協議会を廃止したいので、議会の議決を求める。

平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日提出

大 口 町 長      森                      進

（提案理由）

この案を提出するのは、国の政策転換により、広域行政圏計画策定要綱が廃止されたことを受け、尾張北部広域行政圏協議会を廃止するため必要があるからである。